

堺市公報 号外第20号	令和5年3月23日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<条例>	
○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 【ICTイノベーション推進室】	5
○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 【総務局行政部行政管理課】	6
○堺市立文化館条例の一部を改正する条例 【文化観光局文化部文化課】	7
○堺市博物館条例等の一部を改正する条例 【文化観光局博物館学芸課】	8
○堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	10
○堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	11
○堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	13
○堺市営住宅条例の一部を改正する条例 【建築都市局住宅部住宅改良課】	14
○堺市手数料条例の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部建築安全課】	15
○堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部建築安全課】	17
○堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
○堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例 【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】	21
○堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例 【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】	26

○堺市いじめ重大事態調査委員会条例	
【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】	28
○市長等の退職手当の特例に関する条例	
【総務局人事部労務課】	31
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	33
○堺市基金条例の一部を改正する条例	
【総務局行政部総務サービス課】	35
○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を 改正する条例	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	36
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	40

本号で公布された条例のあらまし

○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第1号）

個人番号を利用する事務の廃止に伴い、これに係る規定を削除するもの

○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和5年条例第2号）

市政集中改革室を廃止するもの

○堺市立文化館条例の一部を改正する条例（令和5年条例第3号）

堺市立文化館の指定管理者の指定に係る手続を原則として公募とする改正を行うもの

○堺市博物館条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第4号）

博物館法の一部改正を踏まえ、堺市博物館及び堺市立みはら歴史博物館の事業について、博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開することの追加等を行うもの

○堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例（令和5年条例第5号）

堺市立美木多喜楽荘を廃止するもの

○堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第6号）

生活保護法による被保護者のうち、その保護を停止されている者について、重度障害者、ひとり親家庭及び子どもに係る医療費の助成の対象とするもの

○堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第7号）

- (1) 医療型児童発達支援センターである第1もず園と福祉型児童発達支援センターである第2もず園とを児童発達支援センターに一元化し、施設の名称をもず園とするもの
- (2) 医療型児童発達支援センターである第1つぼみ園と福祉型児童発達支援センターである第2つぼみ園とを児童発達支援センターに一元化し、施設の名称をつぼみ園とするもの

○堺市営住宅条例の一部を改正する条例（令和5年条例第8号）

公営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅及び更新住宅に係る共同施設の定義について明確にするもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和5年条例第9号）

建築基準法の一部改正により、建築物のエネルギー消費性能の向上を目的とした建築物の改修等に関する容積率等の制限が緩和されたことに伴い、建築物の容積率等の特例認定又は特例許可の事務に係る申請手数料を定めるもの

○堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例（令和5年条例第10号）

都市計画法第8条第1項第2号の特別用途地区として定める特別住居地区について、建築物の建築に係る制限、既存の建築物に対する制限の緩和及び違反行為に対する罰則について定めるもの

○堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第11号）

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、その経過措置期間における宅地造成に関する工事等の規制及び工事の許可に係る手数料について、改正前の宅地造成等規制法の規定を適用することを規定するもの

○堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例（令和5年条例第12号）

堺市霊園に合葬式墓地を設置するとともに、堺市霊園及び堺市立霊堂の指定管理者の指定に係る手続の見直し等を行うもの

○堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例（令和5年条例第13号）

堺市いじめ防止等対策推進委員会の所掌事務から、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項に係る調査審議を削る等するもの

○堺市いじめ重大事態調査委員会条例（令和5年条例第14号）

いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、堺市いじめ重大事態調査委員会を設置するもの

○市長等の退職手当の特例に関する条例（令和5年条例第15号）

令和元年6月10日現在において市長の職にあった者に対する同日を含む任期（以下「市長の現任期」という。）に係る退職手当については支給しないこととし、市長の現任期中に選任され、又は任命された副市長、常勤の監査委員、教育長及び上下水道事業管理者の退職手当については100分の50に相当する額を減額することとするもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年条例第16号）

大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率の算定条件の変更に伴い、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げるとともに、当該市町村標準保険料率を踏まえ、本市における令和5年度分の国民健康保険料率の特例を定めるもの

○堺市基金条例の一部を改正する条例（令和5年条例第17号）

新たな基金として堺市職員退職手当基金を設置するもの

○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和5年条例第18号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）等の一部改正に伴い、本市における認定こども園に係る設備等の基準について、基準省令等と同等の内容とする改正を行うもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年条例第19号）

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減対象世帯となる所得判定基準（5割軽減及び2割軽減に係るもの）を引き上げるもの
- (2) 出産育児一時金の支給額について、408,000円から488,000円に引き上げるもの

条 例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第1号

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項を次のように改める。

20 削除	
-------	--

別表第1の22の項及び23の項を次のように改める。

22 削除	
23 削除	

別表第2の21の項から23の項までを次のように改める。

21 削除		
22 削除		
23 削除		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第2号

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市政集中改革室の分掌事務を定める部分を削り、同条総務局の分掌事務を定める部分第3号中「、市政集中改革室」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市立文化館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第3号

堺市立文化館条例の一部を改正する条例

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号及び第2号中「業務」の次に「（市長が指定するものを除く。）」を加える。

第23条第1項中「前条に規定する業務の遂行に関する実績及び文化館の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるもの」を「特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市博物館条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第4号

堺市博物館条例等の一部を改正する条例

(堺市博物館条例の一部改正)

第1条 堺市博物館条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、」を削り、「寄与するため」の次に「、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する博物館として」を加える。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 博物館資料に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、公開すること。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

別表中「別表」を「別表(第3条関係)」に改める。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第2条 堺市ラブホテル建築等規制条例(昭和58年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第2条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第4条関係)」に改め、同表第3号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(堺市立みはら歴史博物館条例の一部改正)

第3条 堺市立みはら歴史博物館条例(平成16年条例第116号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 博物館資料に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって

は認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、公開すること。

(堺市旅館業法施行条例の一部改正)

第4条 堺市旅館業法施行条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第29条の規定により指定された博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第5号

堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例

堺市立老人集会所条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立美木多喜楽荘の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第6号

堺市重度障害者医療費助成条例等の
一部を改正する条例

(堺市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市重度障害者医療費助成条例(昭和48年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例(昭和55年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(堺市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 堺市子ども医療費助成条例(平成5年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市重度障害者医療費助成条例、堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療

に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第7号

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例
の一部を改正する条例

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第8条第1項中「以下」を「以下この条において」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

センターの名称	施設の名称	施設の種類
堺市立北こどもリハビリテーションセンター	もず園	法第43条に規定する児童発達支援センター
	もず診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
堺市立南こどもリハビリテーションセンター	つぼみ園	法第43条に規定する児童発達支援センター
	つぼみ診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第8号

堺市営住宅条例の一部を改正する条例

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する施設」の次に「（公営住宅以外の市営住宅にあつては、これに相当する施設）」を加える。

第21条第1項中「市営住宅及び当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改め、同条第2項中「市営住宅又は当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改める。

第28条第1項第4号及び第5号中「市営住宅又は当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改める。

第45条の2第1項中「市営住宅の」を削る。

第56条第1項中「市営住宅若しくは当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第9号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中第65号を第68号とし、第55号から第64号までを3号ずつ繰り下げ、同項第54号中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「同一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は当該増築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第57号とし、同項第53号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物（一定の空地を有することとなる場合に限る。）の容積率、各部分の高さ又は高さ」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等（一定の空地を有することとなる場合に限る。）に係る建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「同一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は当該増築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第56号とし、同項第52号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物に係る建築」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に、「同一敷地内建築物を除く」を「当該新築又は当該増築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第55号とし、同項第51号中「建築される建築物の容積率、各部分の高さ又は高さ」を「建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「既存建築物を除く」を「当該建築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第54号とし、同項第50号中「建築される建築物の容積率、各部分の高さ又は高さ」を「建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率」に改め、同号を同項第53号とし、同項第49号中「既存建築物を除く」を「当該建築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第52号とし、同項中第48号を第51号とし、第30号から第47号までを3号ずつ繰り下げ、第33号の前に次の1号を加える。

(32) 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの特例許可申請

手数料 1件 160,000円

第33条第1項中第29号を第31号とし、第28号を第30号とし、同項第27号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同項第29号とし、同号の前に次の1号を加える。

(28) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請手数料

1件 160,000円

第33条第1項中第26号を第27号とし、同項第25号中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第24号を第25号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に係る算定の特例認定申

請手数料

1件 27,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第10号

堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

堺市特別用途地区建築条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「又は特別業務地区」を「、特別業務地区又は特別住居地区」に改める。

第5条第1項中「を建築して」を「は、建築して」に改める。

第8条を削る。

第7条の見出しを削り、同条第1項各号中「又は第5条第1項」を「、第5条第1項又は第6条」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条及び章名を加える。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第6条第1項各号列記以外の部分中「又は特別業務地区の区域内の建築物」を「、特別業務地区の区域内の建築物又は特別住居地区の区域内の建築物」に、「又は第5条第1項」を「、第5条第1項又は前条」に、「うけない」を「受けない」に改め、第4章中同条を第7条とし、同章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 特別住居地区

第6条 特別住居地区の区域内においては、法第48条第3項に定めるもののほか、共同住宅、寄宿舍又は下宿以外の用途に供する部分の容積率が10分の20を超える建築物は、建築してはならない。ただし、法第52条第14項、法第59条の2第1項若しくは法第68条の3第1項、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づき特定行政庁が許可し、又は認めた建築物については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第11号

堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続
に関する条例の一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第36条の見出し中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同条中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)(以下この条において「令和4年改正前旧法」という。)」に改め、同条各号中「法」を「令和4年改正前旧法」に改める。

(堺市開発行為等の手続に関する条例の一部改正)

第2条 堺市開発行為等の手続に関する条例(平成15年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)(以下「令和4年改正前旧法」という。)」に、「同法第2条第2号」を「令和4年改正前旧法第2条第2号」に改める。

第7条第1項及び第9条第1項中「宅地造成等規制法」を「令和4年改正前旧法」に改める。

第25条第2項及び第28条第2項中「宅地造成等規制法」及び「同法」を「令和4年改正前旧法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第12号

堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の
一部を改正する条例

(堺市霊園条例の一部改正)

第1条 堺市霊園条例(昭和38年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「霊園に」の次に「合葬式墓地(複数の焼骨を合同して埋蔵する施設をいう。以下同じ。)及び」を加える。

第6条第1項中「規則の」を「規則で」に改め、「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加える。

第8条第2項中「の数に満たず、使用者を決定できない墓地がある」を「又は合葬式墓地に係る焼骨の埋蔵の数に満たない」に、「当該墓地」を「当該墓地又は合葬式墓地」に改める。

第9条中「墓地」を「公募した墓地又は合葬式墓地に係る焼骨の埋蔵」に改める。

第10条中「墓地の」を削る。

第11条第1項中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条第2項中「及び墓地」を「、墓地及び合葬式墓地」に改める。

第12条第3項中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(合葬式墓地に係る埋蔵の方法等)

第12条の2 合葬式墓地における焼骨の埋蔵は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 合葬式墓地の使用許可を受けた後、一時収蔵施設(堺市立霊堂条例(平成6年条例第33号)第3条の一時収蔵施設をいう。以下同じ。)における保管を経ずに、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する方法(以下「直接合葬」という。)
- (2) 合葬式墓地の使用許可を受けた後、第20条第1項の使用許可証に記載の使用開始日(以下単に「使用開始日」という。)から20年を経過するまでの間、焼骨を一

時収蔵施設に保管し、当該期間が経過した後、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する方法（以下「一時収蔵施設保管後合葬」という。）

- 2 一時収蔵施設保管後合葬の場合において、一時収蔵施設への保管のために用いることのできる骨箱類の寸法は、縦及び横それぞれ20センチメートル以内で、高さ21センチメートル以内とする。
- 3 合葬式墓地の利用者は、埋蔵される者の氏名等を掲出するため、合葬式墓地に設置された記名板を使用することができる。

第14条中「利用者は、墓地」を「墓地の利用者は、当該墓地」に、「返還し」を「原状に回復し、返還し」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が同項の墓地を原状に回復する必要がないと認めたときは、その利用者は、現状のままこれを返還することができる。

第14条の次に次の1項を加える。

（合葬式墓地に埋蔵された焼骨の取扱い）

第14条の2 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第15条第1項第1号中「許可」を「墓地の利用者が使用許可」に改め、同項第2号中「3年間」を「墓地の利用者が3年間」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1項を加える。

- (3) 合葬式墓地の利用者が、正当な理由なく使用開始日から1年以内に規則で定める焼骨の埋蔵の手続（一時収蔵施設保管後合葬の場合にあつては、焼骨の収蔵の手続）を行わないとき。

第15条第2項中「利用者」を「墓地の利用者」に、「復し」を「回復し」に改め、同条第3項中「利用者」を「墓地の利用者」に改める。

第16条中「利用者」を「墓地の利用者」に改める。

第17条の見出しを「（無縁墓地の改葬等）」に改め、同条中「市長は、第15条第1項の規定により使用許可を取り消した場合又は前条の規定により使用権が消滅した場合において、所定の手続により市長が墳墓を移転する」を「市長は、前項の規定による改葬の」に、「利用者」を「墓地の利用者」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市長は、第15条第1項の規定により墓地の使用許可を取り消した場合又は前条の規定により使用権が消滅した場合は、当該墓地に埋蔵された焼骨を合葬式墓地に改葬

することができる。

第18条中「墓地」を「霊園」に、「許可」を「使用許可」に改める。

第18条の2第1項中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条第2項ただし書中「還付しない」を「、還付しない」に改める。

第19条中「墓地の使用を許可するとき」を「使用許可（記名板の使用に係るものを除く。）をするとき」に、「5割増」を「5割増し」に改める。

第21条第1項中「使用者」を「墓地の使用者」に改める。

第22条第1号中「使用許可証に記載の使用開始日（以下単に「使用開始日」という。）」を「墓地の使用者が、使用開始日」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「使用開始日」を「墓地の使用者が、使用開始日」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 合葬式墓地の使用者が、規則で定める焼骨の埋蔵の手続（一時収蔵施設保管後合葬の場合にあっては、焼骨の収蔵の手続）を行う前に使用許可の取消しを申し出て、これが認められたとき。 既納の使用料の全額

(6) 合葬式墓地の使用者が、一時収蔵施設において保管している焼骨を合葬式墓地以外の墳墓に改葬するとき。 既納の使用料を20で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に、焼骨の返還を受けた日以後の当該一時収蔵施設における保管に係る残余の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。）を乗じて得た額の半額

第27条第1号中「業務」の次に「（使用許可その他市長が定める業務を除く。）」を加える。

第28条第1項中「公の施設の管理運営に関する実績及び墓地の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるもの」を「特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者」に改める。

別表中「一般墓地」を「墓地」に改め、同表に次のように加える。

合葬式墓地	直接合葬	1体当たり50,000円
	一時収蔵施設保管後合葬	1体当たり150,000円
記名板		1枚当たり50,000円

別表の備考2中「芝生墓地」を「墓地のうち芝生墓地」に改める。

(堺市立霊堂条例の一部改正)

第2条 堺市立霊堂条例（平成6年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加え、同条第4項中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第5項中「第1項の許可をした」を「使用許可を受けた」に改める。

第9条第2項中「、使用の許可」を「、使用許可」に改める。

第18条第2項中「当該焼骨等を」の次に「合葬式墓地（堺市霊園条例（昭和38年条例第7号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）その他の」を加える。

第19条第2号中「前号に定める」を「前各号に掲げる」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 合葬式墓地の使用許可（堺市霊園条例第12条の2第1項第2号に規定する一時収蔵施設保管後合葬に係るものに限る。）を受けた者が、焼骨を埋蔵するまでの間、当該焼骨を保管するとき。
- (3) 堺市霊園条例第13条第1項の規定による改葬をさせる場合において、当該改葬をさせるまでの間、市長が必要があると認めて焼骨を一時的に保管するとき。
- (4) 堺市霊園条例第17条第1項の規定による改葬を行う場合において、当該改葬を行うまでの間、焼骨を一時的に保管するとき。

第23条第1号中「業務」の次に「(納骨壇の使用許可その他市長が定める業務を除く。)」を加える。

第24条第1項中「公の施設の管理運営に関する実績及び霊堂の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるもの」を「特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者」に改める。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第28条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 附属施設の使用許可等は、第5条、第7条及び第13条の規定の例により行うこと。

第28条第2項中「前項第1号」を「前項第2号」に改め、同条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

- 第28条 市長は、附属施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。
- 2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
 - 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。
 - 4 附属施設を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。
 - 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - 6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中堺市霊園条例第27条及び第28条の改正規定、第2条の規定（堺市立霊園条例第18条及び第19条の改正規定を除く。）並びに次項の規定 令和5年4月1日
 - (2) 第1条中堺市霊園条例第14条の改正規定 令和6年4月1日

（施行前の準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の霊園の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、第1条の規定による改正後の堺市霊園条例（次項において「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 新条例第14条の規定は、令和6年4月1日以後に行われる届出に係る墓地の返還について適用し、同日前行われた届出に係る墓地の返還については、なお従前の例による。

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第13号

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部
を改正する条例

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第28条第1項」を削る。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項について調査審議する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第4項を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第9条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の第2条第2号の規定により堺市いじめ防止等対策推進委員会に対してなされた諮問であって、この条例の施行の際当該諮問に

対する答申がなされていないものについては、なお従前の例による。

堺市いじめ重大事態調査委員会条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第14号

堺市いじめ重大事態調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、本市に堺市いじめ重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(報酬)

第6条 委員（特別委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各

号に定める額とする。

(1) 児童若しくは生徒（以下「児童等」という。）、教職員、児童等の保護者その他委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査又は当該調査に係る結果の検証若しくは報告書の作成を行う場合 1日につき30,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1日につき10,200円

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることができない。

(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。

(部会)

第9条 委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、当該重大事態ごとに調査部会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、調査部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

市長等の退職手当の特例に関する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第15号

市長等の退職手当の特例に関する条例

(市長の退職手当の特例)

第1条 令和元年6月10日現在において市長の職にあった者(以下「市長」という。)に対する同日を含む任期(以下「現任期」という。)に係る退職手当は、市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号。以下「市長等退職手当条例」という。)第2条及び第3条の規定にかかわらず、支給しない。

(副市長等の退職手当の額に係る特例)

第2条 市長の現任期中において副市長又は常勤の監査委員に選任された者に対する退職手当(当該選任に係る任期に係るものに限る。)の額は、市長等退職手当条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長の退職手当の額に係る特例)

第3条 市長の現任期中において教育長に任命された者に対する退職手当(当該任命に係る任期に係るものに限る。)の額は、市長等退職手当条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(上下水道事業管理者の退職手当の額に係る特例)

第4条 市長の現任期中において上下水道事業管理者に任命された者(当該任命の際堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号。以下「職員退職手当条例」という。)第18条に規定する退職手当の不支給の適用を受けた者を除く。)に対する退職手当(当該任命に係る任期に係るものに限る。)の額は、職員退職手当条例の規定にかかわらず、職員退職手当条例の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定は令和元年6月9日から、第3条の規定は令和4年10月1日から適用する。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第16号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条の5中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第11条の5の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（令和5年度分の保険料に関する特例）

- 41 令和5年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の85.0」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき29,083円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき30,824円」とする。
- 42 令和5年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。
- 43 令和5年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45.55に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高

齢者支援金等賦課総額の100分の32.69に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の21.76に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

- 44 令和5年度分の保険料に係る第11条の9第1項の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の43.95に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の56.05に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第17号

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市大規模災害被災地等支援基金の項の次に次のように加える。

堺市職員退職手当基金	本市職員の退職手当の支給に要する資金に充てるため
------------	--------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第18号

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第10条第3項第2号の表中「の場合においては」を「に規定する構造の屋内階段にあつては」に改める。

第13条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第27条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第27条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から附則第11項まで」に、「又は保育教諭」を「、保育教諭」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに保育教諭」を「、保育教諭」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

- 11 第8条第3項の表備考1に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は第8条第3項の表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
(堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第25条第1号中「第36条第4項各号」を「第40条第1項各号」に改め、同条を第27条とする。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第24条 認定こども園においては、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 2 認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座

席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの自動車からの降車の際に、当該装置を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

第22条を第23条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第17条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附則第3項中「第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者	看護師等
-------	---	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中堺市幼保連携型認定

こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の改正規定並びに第2条中堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条及び第25条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第1条に規定する認定こども園において、同条例第24条第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、同項の規定は適用しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第19号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第15条の2第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。